

◎新潟県告示第176号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第8条第2項及び第21条第3項の規定により、かご漁業の許可又は起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成27年2月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業の名称 えびかご漁業、ばいかご漁業、ずわいがにかご漁業
- 2 申請期間 平成27年3月13日から平成27年4月1日まで